

告示

埼玉県告示第七百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千五百五十一平方メートル

（変更後） 四千三百八平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 一八七台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 二二二台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 総容量 五八立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 総容量 六二立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 第一駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

（変更後） 第一駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

第三駐車場 午前八時三十分から午後十時

第四駐車場 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

令和六年二月二十九日

ニ 届出年月日

令和五年六月二十八日

二 縦覧期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課